

○千代田区個人情報保護条例（番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日施行）

平成10年10月16日条例第43号

改正

平成12年3月28日条例第4号

平成13年3月26日条例第3号

平成16年12月6日条例第21号

平成19年10月11日条例第25号

平成27年3月4日条例第1号

平成27年10月22日条例第28号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の収集、登録及び管理（第6条—第13条）
- 第3章 個人情報の利用（第14条—第16条の2）
- 第4章 コンピュータによる処理（第17条・第18条）
- 第5章 自己情報等の開示及び訂正等の請求（第19条—第28条）
- 第6章 救済の手続（第29条・第30条）
- 第7章 制度の運営（第31条・第32条）
- 第8章 事業者に対する指導・勧告等（第33条）
- 第9章 補則（第34条—第38条）
- 第10章 罰則（第39条—第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、区における個人情報の収集、管理並びに利用及び提供についての基本的事項を定め、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、区民等に自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、区民等の権利利益の保護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 事業を営む個人の当該事業に係る情報

イ 公務員等（次のいずれかに該当する者をいう。）の当該職務に係る情報

（ア）国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）

（イ）独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員（（ア）に該当する者を除く。）

（ウ）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員

（エ）地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員（（ウ）に該当する者を除く。）

（2）保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は収集した文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第41条において同じ。）であつて、当該実施機関が保有している個人情報をいう。

- (3) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 特定の保有個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか、氏名、生年月日その他の記述等により、特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (7) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (8) 区民等 区内に住所を有する個人及び区内に住所を有しない個人であって実施機関によって自己に関する個人情報が管理されている者をいう。
- (9) 事業者 区内に事業所若しくは事務所を有し、又は区内において事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）又は個人をいう。
- (10) 受託者 実施機関から個人情報を取り扱う業務の処理を委託された区の機関以外の者をいう。
- (11) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、区が公の施設の管理者として指定した者で、当該管理に伴い個人情報を取り扱うものをいう。
- (12) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき、実施機関の指揮命令を受ける者をいう。  
（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の取扱いに当たって、区民等の基本的な人権を尊重するとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

（区民等の責務）

第5条 区民等は、互いに個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

## 第2章 個人情報の収集、登録及び管理

（適正収集の原則）

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人情報を取り扱う業務の目的を明確にし、当該業務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

（収集禁止事項）

第7条 実施機関は、次の各号に掲げる事項（以下「収集禁止事項」という。）に係る個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 犯罪に関する事項
- (3) その他社会的差別の原因となる事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、収集禁止事項に係る個人情報を収集することができる。

- (1) 法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下「法令等」という。）により収集ができ

ると認められるとき。

- (2) 正当な業務の遂行に関連し、当該業務目的の範囲内で収集する場合で、あらかじめ第31条第1項に規定する千代田区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、実施機関が公益上必要不可欠であると認めるとき。

（収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。）を収集するときは、当該個人情報において識別され得る個人（以下「本人」という。）に収集の目的を明示して、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等により本人以外から収集できると認められるとき。
- (3) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上又は区民福祉の向上のため特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号及び第6号の規定により個人情報を収集したときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いてその必要がないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

3 本人又はその代理人により法令等に基づく申請行為その他これに類する行為が行われたときは、第1項本文の規定による収集がなされたものとみなす。

（特定個人情報の収集又は保管の制限）

第8条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

（個人情報ファイルの登録）

第9条 実施機関は、個人情報ファイルを保有する場合は、次の各号に掲げる事項を個人情報登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 対象となる個人の範囲
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目
- (5) 個人情報ファイルの保管期限
- (6) 個人情報ファイルの保管部課
- (7) 個人情報保護管理責任者
- (8) 個人情報ファイルに記録される個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (9) 前各号に掲げるもののほか、千代田区規則（以下「規則」という。）で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報ファイルを廃止し、又は同項各号に掲げる登録事項を変更したときは、速やかに登録簿から当該登録を抹消し、又は登録簿における登録事項の内容を修正しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による登録をしたとき、又は前項の規定による抹消若しくは修正をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

4 実施機関は、第1項の登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（適正管理の原則）

第10条 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。
- (2) 個人情報の漏えい、紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。

2 実施機関は、個人情報を管理する必要がなくなったときは、これを速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第11条 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を設置しなければならない。

2 個人情報保護管理責任者は、個人情報の収集、保管及び利用の状況を点検し、所属職員を指導及び監督しなければならない。

3 個人情報保護管理責任者は、所属職員に対し、所掌する事務の範囲を超えて個人情報を取り扱わせてはならない。

(研修の実施)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う実施機関の職員に対し、個人情報の保護に関し必要な知識を付与し、意識の向上を図るため、研修を行わなければならない。

第13条 削除

### 第3章 個人情報の利用

(適正利用の原則)

第14条 実施機関は、収集した保有個人情報を第9条第1項第2号の利用目的(以下「利用目的」という。)に即して、適正に利用しなければならない。

(目的外利用の制限)

第15条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。)を目的外利用(利用目的の範囲を超えて当該個人情報を区の機関内において利用することをいう。以下同じ。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等により目的外利用ができると認められるとき。

(3) 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が公益又は区民福祉の向上のため特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定により目的外利用をしたときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いてその必要がないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、目的外利用をしたときは、規則で定めるところによりその旨を記録し、一般の閲覧に供しなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第15条の2 実施機関は、特定個人情報を利用目的以外の目的で利用してはならない。

2 実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず、利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。)を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により実施機関が特定個人情報を利用目的以外の目的で利用した場合に準用する。

(外部提供の制限)

第16条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。)を外部提供(区の機関以外の者への提供をいう。以下同じ。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等により外部提供することとされているとき。

(3) 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 第34条の2第1項に規定する業務の委託、同条第2項に規定する公の施設の管理者の指定又は第34条の3第3項に規定する第三者への業務の委託にあたって、その業務の執行上、受託者等

(受託者及び指定管理者並びにこれらの者から当該個人情報を取り扱う業務につき順次にその全部又は一部の委託を受けた者をいう。以下同じ。)へ提供することが必要不可欠なとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が公益又は区民福祉の向上のため特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第3号又は第5号の規定により外部提供をしたときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いてその必要がないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、外部提供をしたときは、規則で定めるところによりその旨を記録し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 実施機関は、外部提供をするときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

5 第1項ただし書の規定により保有個人情報の提供を受けた者は、第1条の目的に即して、適正に利用しなければならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第16条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により実施機関が特定個人情報を提供した場合に準用する。

3 第1項の規定により特定個人情報の提供を受けた者は、番号法第1条の目的に即して、適正に利用しなければならない。

#### 第4章 コンピュータによる処理

(コンピュータによる処理)

第17条 実施機関は、個人情報をコンピュータにより処理しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 実施機関は、収集禁止事項に係る個人情報をコンピュータにより処理してはならない。ただし、コンピュータによる処理が業務上必要不可欠と認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴いて処理することができる。

(コンピュータの結合の制限)

第18条 実施機関は、個人情報を処理するため、区のコンピュータと区以外の者のコンピュータとの通信回線その他の方法による結合をしてはならない。ただし、あらかじめ審議会の意見を聴いて区民福祉の向上のために必要であり、かつ、区民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定によりコンピュータを結合するときは、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定によりコンピュータの結合を行った場合において、区民等の基本的人権を不当に侵害するおそれが生じたときは、当該結合の切断その他の必要な措置を講じるとともに、審議会に報告しなければならない。

#### 第5章 自己情報等の開示及び訂正等の請求

(自己情報等開示請求権)

第19条 区民等は、実施機関の保有個人情報で自己に係る部分(以下「自己情報」という。)について、当該実施機関に対しその開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 死亡した区民等の遺族で規則で定める者(以下「遺族」という。)は、実施機関の保有個人情報で当該死亡した区民等に係る部分(以下「死者の個人情報」という。)について、当該実施機関に対し、開示請求をすることができる。

3 実施機関は、前2項に規定する開示請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する自己情報及び死者の個人情報(以下「自己情報等」という。)を除き、開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により、第24条第1項に規定する請求者に開示することができないもの

(2) 個人の評価、診断、判断、指導、相談、推薦、選考等(以下「評価等」という。)に関

するもので、開示することにより当該評価等に係る実施機関の適正な業務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるもの

(3) 取締り、調査、交渉、争訟等に関するもので、開示することにより、実施機関の適正な業務の遂行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(4) 開示することにより、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるもの

(5) 遺族による開示請求であって、開示することが開示の対象となる者（以下「開示対象者」という。）の利益に反すると認められるもの

(6) 第23条の法定代理人による開示請求であって、開示することが開示対象者の利益に反すると認められるもの

(7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から提供された個人情報であって、開示することにより当該情報を提供した者の適正な業務の遂行に支障を生じるおそれがあると認められるもの

4 実施機関は、開示請求に係る自己情報等に、前項各号に該当することにより開示しないことができる自己情報等とそれ以外の自己情報等とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、開示しないことができる部分を除いて開示請求に応じなければならない。

（自己情報等の存否に関する情報）

第19条の2 開示請求に対し、当該請求に係る自己情報等が存在しているか否かを答えるだけで、非開示とすべき情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報等の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

（自己情報等訂正請求権）

第20条 区民等（死者の個人情報については、遺族。以下同じ。）は、自己情報等の事実に関する部分に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報等の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

（自己情報等利用停止等請求権）

第21条 区民等は、実施機関が次の各号のいずれかに該当する処理をしていると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止等請求」という。）をすることができる。

(1) 第6条、第7条若しくは第8条第1項の規定に違反して自己情報等を収集しているとき、第8条の2の規定に違反して自己に係る特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を収集し、若しくは保管しているとき、第15条第1項の規定に違反して自己情報等を目的外利用しているとき、第15条の2第1項の規定に違反して利用目的以外の目的で自己に係る特定個人情報を利用しているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに自己に係る特定個人情報が記録されているとき 当該自己情報等の利用停止又は削除

(2) 第16条第1項の規定に違反して自己情報等を外部提供しているとき 当該自己情報等の外部提供の停止

(3) 第16条の2第1項の規定に違反して自己に係る特定個人情報を提供しているとき 当該自己情報等の提供の停止

(4) 第17条の規定に違反して自己情報等をコンピュータにより処理しているとき 当該自己情報等の削除

第22条 削除

（代理人による請求）

第23条 本章に規定する自己情報等の開示請求、訂正請求又は利用停止等請求（以下「請求等」という。）の権利を有する区民等（以下「請求権者」という。）の法定代理人は、請求権者に代わってこれらの権利を行使することができる。請求権者から正当な委任を受けた代理人も、また同様とする。

（請求の方法）

第24条 請求等をしようとする者（以下「請求者」という。）は、実施機関に対し、請求権者又はその代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない

ならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報等を特定するために必要な事項
- (3) 請求の趣旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があるときは、請求者に対して補正を求めることができる。この場合において、実施機関は補正の参考となる情報を提供するように努めるものとする。

(請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、前条第1項に規定する請求があったときは、その日から起算して、開示請求にあっては15日以内に、その他の請求にあっては20日以内に、当該請求に応じるか否かの決定をし、その旨を書面により速やかに請求者に通知しなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項において当該請求に応じない旨（請求の一部について応じない旨を含む。）の決定をしたときは、その理由を併せて請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に決定することができないときは、30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、第1項に規定する期間内に当該延長の理由及び決定することができる時期を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前条第1項に規定する請求に係る自己情報等が存在しないときは、その旨を書面により請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、開示請求に係る情報に請求者以外の者に関する情報が含まれている場合において必要があると認めるときは、当該請求者以外の者に対し、意見を聴くことができる。

6 実施機関は、前項の規定により意見を聴く機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。

(決定後の手続)

第26条 実施機関は、前条第1項の規定により請求に応ずる旨の決定（当該請求の一部について応ずる旨の決定を含む。）をしたときは、速やかに当該決定に係る情報の開示、訂正又は第21条各号に定める措置をしなければならない。

2 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報等の訂正請求又は利用停止等請求に応ずる旨の決定をしたときは、当該自己情報等の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該決定に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なくその内容を書面により通知する等必要な措置を講じなければならない。

(開示の方法)

第27条 実施機関は、自己情報等を開示するときは、規則で定めるところにより、当該自己情報等が記録されている物の種類、性質及び状態に応じて閲覧、視聴又は写しの交付のいずれかにより行うものとする。

(費用負担)

第28条 この条例の規定による自己情報等の開示、訂正及び第21条各号に定める措置に係る手数料は、無料とする。ただし、前条の写しの交付における写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

2 前項ただし書の費用の額は、規則で定める。ただし、実施機関は、請求者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則に定めるところにより、当該費用の額を減額し、又は免除することができる。

## 第6章 救済の手続

(救済の方法)

第29条 実施機関は、第25条第1項の決定に関し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規

定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するとき及び当該決定を取り消すときを除き、遅滞なく、千代田区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その意見を尊重して当該不服申立てについて決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあったときは、その翌日から起算して90日以内に不服申立てに対する決定を行うよう努めなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第30条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれの日と開示する日との間に少なくとも2週間をおき、書面で開示する日を当該第三者に通知しなければならない。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る非開示決定(部分開示を含む。)を変更し、開示する旨の決定又は裁決(第三者が開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

## 第7章 制度の運営

(個人情報保護審議会)

第31条 個人情報保護制度の公正かつ適正な運営を図るため、区長の附属機関として千代田区個人情報保護審議会を設置する。

2 前項の審議会は、区民、学識経験のある者等のうちから区長が委嘱する委員10名以内をもって構成する。

3 審議会の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 審議会の会議は、公開とする。ただし、個人に係る事項又はコンピュータの安全対策に関するもので、公開することにより、実施機関の適正な業務の執行に著しい支障を生じるおそれがある事項について審議するときは、非公開とすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(実施状況の公表)

第32条 区長は、毎年1回各実施機関の個人情報保護制度の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

## 第8章 事業者に対する指導・勧告等

(事業者に対する指導・勧告等)

第33条 区長は、事業者(受託者等を含む。以下この条において同じ。)が個人情報の保護を図るために適切な措置を講ずることができるよう、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 区長は、事業者がこの条例の趣旨に反する行為をしていると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 区長は、事業者がこの条例の趣旨に著しく反する行為をしていると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対しその行為の是正若しくは中止を指導し、又は勧告することができる。

4 区長は、事業者が前項による指導又は勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いてその事実を公表することができる。

## 第9章 補則

(受託者等への準用)

第34条 第2章から第5章までの規定は、受託者等が個人情報を取り扱う場合に準用する。

2 前項の場合において、この条例に基づき審議会の意見を聴くこととされている事項については、委託又は指定をした実施機関(以下「委託実施機関」という。)を通じて行うものとする。

3 第1項の場合において、第9条に規定する登録は、委託実施機関に対し個人情報ファイルを提出して行うものとする。



- 4 第5章の規定の準用については、受託者等の保有個人情報（受託者等が保有している個人情報であって、第2条第2号に準ずるものをいう。）は、委託実施機関の保有個人情報とみなす。この場合において、受託者等は、委託実施機関が請求に対する決定をするにあたり、当該保有個人情報及び委託実施機関が必要と認める資料を提出しなければならない。
- 5 受託者等は、請求に対する委託実施機関の決定があったときは、これに従わなければならない。
- 6 第1項の規定による準用について必要な読替えは、規則で定める。

（委託等に係る措置）

第34条の2 実施機関は、個人情報を取り扱う業務の処理を委託しようとするときは、受託者に対して、前条の規定により適用される条例の規定について説明し確認するとともに、当該委託契約において、個人情報を保護するため必要な措置を求めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を取り扱う公の施設の管理者を指定しようとするときは、指定管理者に対して、前条の規定により適用される条例の規定について説明し確認するとともに、指定条件において、個人情報を保護するため必要な措置を求めなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により業務の委託をしようとするとき、前項の規定により公の施設の管理者を指定しようとするとき又は次条第3項の規定により第三者への業務の委託を承諾しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

（受託者等の責務）

第34条の3 受託者等は、第34条の規定により準用される各条項を遵守しなければならない。

- 2 受託者等及び当該受託業務（指定管理者の行う公の施設の管理業務を含む。以下同じ。）に従事している者又は従事していた者は、受託した業務の範囲を超えて個人情報の加工、再生、複製等をし、又は受託した業務について知り得た個人情報を他に漏らし、若しくは受託した業務を処理する目的以外に利用してはならない。その業務が終了した後も、同様とする。
- 3 受託者等は、当該受託業務のうち個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託しようとするときは、委託実施機関の承諾を受けなければならない。
- 4 前項の承諾を受けた受託者等は、当該委託業務における個人情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（派遣労働者の責務）

第34条の4 派遣労働者は、労働者派遣契約に基づく業務の範囲を超えて個人情報の加工、再生、複製等をし、又は当該業務について知り得た個人情報を他に漏らし、若しくは当該業務を処理する目的以外に利用してはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

（出資等法人の責務）

第34条の5 区が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が指定するものは、個人情報を収集し、管理し、又は利用し、若しくは提供するに当たり、この条例の趣旨を尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

（国等への要請）

第35条 区長は、個人情報の保護を図るため必要と認めるときは、国又は他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

（他の制度との調整）

第36条 この条例は、他の法令等の規定により、請求等その他これらに類する手続が定められている場合については適用しない。ただし、番号法附則第6条第5項に規定する情報提供等記録開示システムによる自己に係る特定個人情報の開示手続についてはこの限りでない。

- 2 この条例は、実施機関が区民等の利用に供することを目的として、図書館その他の施設において管理している図書、図画等に記録されている個人情報については適用しない。

（苦情の申出）

第37条 区民等は、実施機関及び受託者等が行う個人情報の取扱いについての苦情を実施機関に申し出ることができる。

- 2 実施機関は、前項の苦情の申出を受けたときは、速やかに調査し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区民等は、事業者が行う個人情報の取扱いについての苦情を区長に申し出ることができる。

4 区長は、前項の苦情の申出を受けたときは、速やかに調査し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第10章 罰則

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は、受託者等の当該受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者（以下「職員等」という。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第3号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。次項において同じ。）を実施機関以外の者に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第3号イに規定する個人情報ファイルを実施機関以外の者に提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 職員等が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 第34条の2第1項の規定による業務の委託若しくは同条第2項の規定による公の施設の管理者の指定若しくは第34条の3第3項の規定による業務の委託を受けた法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して各本項に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

第40条 第31条第5項の規定に違反して職務上知り得た個人の秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第31条の規定は、規則で定める日から施行する。（平11規則1・平11.1.26施行）

(実施のための準備)

2 この条例の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を確保するため、実施機関は、この条例の施行の日前においても、個人情報を取り扱う業務の登録、この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされている事項についての諮問その他必要な準備を行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、実施機関が既に行った、又は現に行っている個人情報の収集、管理及び利用並びに電子計算組織による処理については、この条例の規定により行ったものとみなす。（東京都千代田区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）

4 東京都千代田区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和62年千代田区条例第18号。以下「電算条例」という。）は、廃止する。

(電算条例の廃止に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際、この条例による廃止前の電算条例第11条又は第12条の規定によって行われた個人情報の開示、訂正又は削除の請求で、当該請求について決定をしていないものは、この条例の規定により行われた開示、訂正又は削除の請求とみなす。

附 則（平成12年3月28日条例第4号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日条例第3号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月6日条例第21号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月11日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月4日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月22日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第15条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第21条（見出しを含む。）から第24条までの改正規定、第26条の改正規定、第28条の改正規定及び第36条の改正規定並びに第2条中第16条の2に1項を加える改正規定、第34条の2の改正規定及び第39条の改正規定 平成28年1月1日
- (2) 第2条中第2条の改正規定、第15条の2の改正規定、第21条の改正規定及び第26条の改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日